

平成23年山形村議会第3回定例会

議事日程（第3号）

平成23年9月27日（火曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 2 諮問第1号
《委員会付託請願、陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 23請願第 2号
- 日程第 4 23請願第 3号
- 日程第 5 23請願第 4号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 認定第 1号
- 日程第 7 認定第 2号
- 日程第 8 認定第 3号
- 日程第 9 認定第 4号
- 日程第10 認定第 5号
- 日程第11 認定第 6号
- 日程第12 認定第 7号
- 日程第13 認定第 8号
- 日程第14 議案第37号
- 日程第15 議案第38号
- 日程第16 議案第39号
- 日程第17 議案第40号
- 日程第18 議案第41号
- 日程第19 議案第42号
- 日程第20 議案第43号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 2 1 発議第 6 号
日程第 2 2 発議第 7 号
日程第 2 3 発議第 8 号
日程第 2 4 閉会中の継続審査の申出について
日程第 2 5 議員派遣の件について
閉会宣告
-

出席議員 (12名)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 番 大 池 俊 子 君 | 2 番 三 澤 一 男 君 |
| 3 番 小 林 武 司 君 | 5 番 上 條 光 明 君 |
| 6 番 宮 澤 敏 君 | 7 番 竹 野 園 麿 君 |
| 8 番 柴 橋 潔 君 | 9 番 中 村 弘 君 |
| 10 番 上 条 浩 堂 君 | 11 番 竹 野 入 恒 夫 君 |
| 12 番 大 月 民 夫 君 | 13 番 神 通 川 清 一 君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 村 長 清 沢 實 視君 | 副 村 長 百 瀬 泰 久君 |
| 教 育 長 本 庄 利 昭君 | 代 表 監 査 委 員 小 林 かつ 代君 |
| 総 務 課 長 笹 野 初 雄君 | 住 民 税 務 課 長 青 沼 永 二君 |
| 保 育 園 長 山 口 隆 也君 | 会 計 管 理 者 野 口 英 明君 |
| 保 健 福 祉 課 長 小 野 勝 憲君 | 農 林 建 設 課 長 中 村 俊 春君 |
| 教 育 次 長 根 橋 範 男君 | 総 務 課 考 査 役 住 吉 誠君 |

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君 書 記 藤 沢 ゆ き み君

◎開議の宣告

○議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、3番・小林武司議員、5番・上條光明議員を指名します。

◎諮問第1号の審議、表決

○議長（神通川清一君） これより議事に入ります。

最初に、本日追加提出されました議案について、審議、表決を行います。

日程第2、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、本日追加提案いたします諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございますが、現在人権擁護委員をしておられます上條多美子人権擁護委員さんが、12月31日をもって任期満了となることから、法務大臣から私、山形村長に対し、長野地方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、新たに上竹田区の塩原志女子さんを推薦したいと考えておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、市町村議会の意見を聞いて、法務大臣に委員候補者を推薦することとなっているため、議会の意見をお聞かせ願うものでございます。

塩原志女子さんは見識高く、人権問題の解決や人権思想の普及高揚のため適任と存じますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

お諮りします。本案件は人事案件であり、既に全員協議会において説明を受けておりますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件は、原案のとおり諮問することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり諮問することに決定しました。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（神通川清一君） これより委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決をいたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

総務農林常任委員会の審査結果の報告を求めます。

上条浩堂総務農林常任委員長。

（総務農林常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○総務農林常任委員長（上条浩堂君） 総務農林常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された請願・陳情につきましては、去る7月12日及び9月15日に委員会審査を行い、23請願第2号「郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書」については、採択すべきものとし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

23請願第3号「長野県独自の30人規模（35人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」については、採択すべきものとし、措置として、長野県知事に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

23請願第4号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」については、採択すべきものとし、措置として、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務農林常任委員会の審査結果の報告を申し上げました。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

三澤議員。

○2番（三澤一男君） 23請願第2号「郵政改革法案の速やかな成立を求める請願について」でございますが、これは前回継続審議になっておりましたが、今回の審議で採択ということでございますけれども、少数意見はございましたでしょうか、お聞きします。

○議長（神通川清一君） 総務農林委員長。

○総務農林常任委員長（上条浩堂君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7月12日委員会、採択の場面で反対討論が1名ございまして、その内容は統合の結果、僻地対策は大丈夫か、また消費税免除を認めてほしいとあるが、他の金融機関との優位性が高過ぎないか、以上の点でありました。

○議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

◎ 23 請願第 2 号

○議長（神通川清一君） 次に、日程第 3、23 請願第 2 号「郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書」について討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての総務農林常任委員長の報告は、採択であります。

本請願は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立多数であります。

よって、23 請願第 2 号「郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書」については、採択と決定しました。

◎ 23 請願第 3 号

○議長（神通川清一君） 次に、日程第 4、23 請願第 3 号「長野県独自の 30 人規模（35 人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」について討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての総務農林常任委員長の報告は、採択であります。

本請願は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、23 請願第 3 号「長野県独自の 30 人規模（35 人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」については、採択と決定しました。

◎ 23 請願第 4 号

○議長（神通川清一君） 日程第 5、23 請願第 4 号「少人数学級の早期実現、教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」について討論、採決を行います。

お諮りします。本請願は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての総務農林常任委員長の報告は、採択であります。

本請願は採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、23 請願第 4 号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」については、採択と決定しました。

◎ 既提出議案の審議、表決

○議長（神通川清一君） 既提出議案の審議、表決を行います。

日程第 6、認定第 1 号から日程第 20、議案第 43 号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務農林常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂総務農林委員長。

（総務農林常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○総務農林常任委員長（上条浩堂君） 総務農林常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る 9 月 15 日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

認定第 1 号「平成 22 年度山形村一般会計歳入歳出決算認定」についての所管の款・項、認定第 6 号「平成 22 年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定」

について、認定第7号「平成22年度山形村公共下水道特別会計歳入歳出決算認定」について、認定第8号「平成22年度山形村水道事業会計決算認定」について、以上4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定しました。

議案第37号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第39号「平成23年度山形村一般会計補正予算（第2号）の所管の款・項」、議案第41号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第1号）」、議案第42号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第43号「平成23年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」の5議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、報告申し上げます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 次に、住民福祉常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫住民福祉常任委員長。

（住民福祉常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

○住民福祉常任委員長（竹野入恒夫君） 住民福祉常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月20日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「平成22年度山形村一般会計歳入歳出決算認定」についての所管の款・項、認定第2号「平成22年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定」について、認定第3号「平成22年度山形村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定」について、認定第4号「平成22年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、認定第5号「平成22年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定」についての5議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定いたしました。

議案第38号「山形村税条例等の一部を改正する条例について」、議案第39号「平成23年度山形村一般会計補正予算（第2号）の所管の款・項」、議案第40号「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」の3議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

ご審議をよろしく願います。

○議長（神通川清一君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質

疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 補正予算、一般会計補正予算、第39号ですね。その中の総務費、総務管理費、それから企画費の中の補助金でスカイランドきよみず優待券160万円、このことについてはどのような審議、討論、意見が出されたかお聞きしたいと思いません。

○議長（神通川清一君） 上条総務農林委員長。

○総務農林常任委員長（上条浩堂君） 恐れ入ります。決算説明のページ数でおっしゃっていただきたいと思いません。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 議案39号、一般会計補正予算です。16ページ。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂総務農林常任委員長。

○総務農林常任委員長（上条浩堂君） スカイランドきよみず優待のことをおっしゃっているのでしょうか。これにつきましては要するに優待券をつくり住民サービスをする、そのような説明がございました。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 当局側の説明を聞いているのではなくて、これに対して審議された内容についてお聞きしたいと思いません。

○議長（神通川清一君） 上条総務農林常任委員長。

○総務農林常任委員長（上条浩堂君） これにつきましては、担当課長より説明があった内容で質疑はございませんでした。

○議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

それでは、認定第1号「平成22年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池俊子です。

賛成の立場から討論したいと思います。波田町が合併して山形村、朝日村、筑北方面を残し、周りはほとんど松本市に入ってしまった。しかし、自立の村、協働の村を歩む山形村は人口も増え、活気ある村づくりが進められています。

平成22年度の決算の中では村税の減額、またそれによる村民税の滞納額も増加し、不納欠損なども出ています。保育園関連の中でも不納欠損額が13万1,600円など出ています。

また、スカイランドきよみずも指定管理者になってはいますが、3,000万円近く、また施設費として出ていますが、なかなか上向きな方向が見えてきません。

また、逆に前進面では、1歳6カ月眼科健診や小学校卒業までの子どもの医療費の無料化、また太陽光発電へ普及促進補助も大きく利用が増えてきています。山形村ならではの介護保険利用者の負担軽減扶助費も利用者が増えています。一昨年始まった農業機械共同利用促進事業も順調で、農家の間では話題になっているほどです。

監査委員さんの報告の中でもありましたが、公共施設整備基金を新設し、2億円の積み立てをし、また前年度の剰余金の2分の1を財政調整基金へ積み立てることができると前進面がありました。

やまのこ共同保育所も認可園に向けての増設工事、山形保育園建設工事も進められており、子育て支援センターへ向けての計画も進んでいます。山形村の子育て支援も大きく前進しようとしています。

これから消防団の分団詰所も建てかえられ、災害に強い安心安全なものになります。3.11の大地震と津波、福島第一原発の事故は現在もこれからも、日本にも世界にもはかり知れない影響を与える大災害になりました。6月30日には松本地震も起きています。

農業、生活あらゆるところに影響が出て、景気の低迷、税収の減は心配なところですが、個々の点では気になるところがありますが、全体としては健全な財政運営がされているということで賛成討論とします。

○議長(神通川清一君) 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います、ご異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、認定第1号「平成22年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号「平成22年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、認定第2号「平成22年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号「平成22年度山形村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり原案認定することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、認定第3号「平成22年度山形村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号「平成22年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、認定第4号「平成22年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号「平成22年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、認定第5号「平成22年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号「平成22年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、認定第6号「平成22年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号「平成22年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、認定第7号「平成22年度山形村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号「平成22年度山形村水道事業会計決算認定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、認定第8号「平成22年度山形村水道事業会計特別認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第37号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論と採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第37号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「山形村税条例等の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第38号「山形村税条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「平成23年度山形村一般会計補正予算（第2号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

竹野園麻議員。

○7番（竹野園磨君） 私はこの補正予算書の中で、先ほどもちょっと委員長にどのような審議、討論が出たかというふうになんとかお聞きしましたし、この開会日にこの

議案が提案されて提案説明された時点においても、このスカイランドきよみずの優待160万円、このことについてお聞きしました。

それは、たしかはっきりしませんが2年くらい前ですか。それまでこのような趣旨のことが予算上やられてきたわけですが、それが突然打ち切りになったということで2年経過、2年か2年半くらいなるんですかね、来ましたが、その理由が私からするとはっきりわからない。

その当時の理由としては、まずは住民の福利厚生のためということが大きな目的の1つだったというふうに思います。それと同時に、その当時指定管理者としてあそこの運営を任されていたスカイランドきよみず会社の経営、それもある程度支援をしていた。それは96%くらい村が出資した会社であったわけで、非常に経営が厳しい状況にあったというようなこともあってやってきたわけですが、今回はその後、指定管理者の期間が来て変えた。今のエンタープライズといいますか、それと前のスカイランドきよみず会社両方が出て、それでその審査委員会で審査した結果、スカイランドきよみず会社が落ちて今の会社になったということですが、今の会社になった理由というのはたしか経営が安定しているという。バックにトヨタ自動車、あるいはその関連のものがついているというふうなことが大きな理由だったというふうに思います。

それで、今回この優待券160万円つけることについては、どっちかというところの間の提案説明のときに質問して聞いた状況からすると、何か今の経営に対して、指定管理者に対して売り上げ等の支援、そういったものがかなり強く含まれているという、そういう印象を受けました。

もしまた逆に住民福利厚生が主だというふうにするんだとしたら、前回2年前に何でやめたかという理由がわからない。そういうことからして、もしエンタープライズに支援するということが主の目的だとしたら、これは私は安易にそういった財政支援みたいなようなことはやるべきではないと。エンタープライズを選んだという経過からしてもそういうふうに思いますので、これについてはあまり住民に対しての説明がつきにくい、そういう感じからして私はこの部分については反対いたします。

○議長（神通川清一君） 次に、本案件に賛成の議員の討論を許します。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 5番、上條光明です。

当初のときも、委員会でも同じような説明がありまして、私とすればここの総務のところでは予算を盛るのか、村の厚生施設という村の福祉のためにやるという方が当た

っているのではないかなというような意見は委員会では申し上げたような気がします
が、それはそれとして、どっちにしても村の予算で盛るわけですので、若干目的が半々
くらいかなというような感じで今回総務の方へ盛ったのではないかなと思いますが、
いろんな考え方がありますが、従来のおきも経営者のバックアップということで、当
時、今、竹野議員のおっしゃるように100%近い村の出資の会社の支援だというこ
とも確かにあったとは思いますが、いずれにしてもスカイランドきよみずというあ
の建物は山形村の所有でありまして、あそこを今後これから、今までもそうですが、
これからどうするかというのは多分山形村の一番の課題だということに私は常々考え
ています。

そういう面からして、今回51対49くらいで経営者をバックアップするというよ
うなことでこっちへ盛ったのかなというようなこともありまして、いずれにしても従
来やっていたことで、村民も4,000円の補助というのはこの2年間たしか停止になっ
ていると思うんですが、みんな楽しみにしていて、どうしてやめたのかなというよ
うな意見が私のところへも寄せられていたということもありまして、これを復活するとい
うことは私とすればいいことだということに感じますので賛成意見を申し上げます。

以上です。

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議
ございませんか。

（「あります」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 異議がありますので討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池俊子です。賛成ということで討論したいと思
います。

先ほどのスカイランドについての補助金、優待券は考え方はいろいろあると思
うんですが、やはりもっと村にある施設、大勢の方が利用して、何とか村の財産であるス
カイランドきよみずを守り立てていかなければいけないという立場で、という考え
方からその点については賛成します。

そして、全国一斉学力テストの件ですが、この件については以前からずっと反対
というところで意見を言ってきました。今回の質問の中でもまだ不登校の子どもとか、

また支援学級、全国一律の学力テストをやってランクづけをするという点、また教育産業のもうけのためにこれを一斉に、抽出でやるんですが、やるという点から、どうしても子どもの権利条約から言っても反して、日本が非常に問題だというのをずっと言われて、その点を全然反省しないまま進めてきたという点にあって、これに参加するというのは非常に問題があるというふうに見ています。

それで、全体的には賛成ですが、この点ではちょっと賛成できないんですが、全体の予算から見たらやっぱり進めなくてはいけないという点で、この点だけを指摘して、この点だけは賛成できないという点を指摘して賛成ということにします。

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立多数であります。

よって、議案第39号「平成23年度山形村一般会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第40号「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第

1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第41号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第42号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「平成23年度山形村水道事業会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第43号「平成23年度山形村水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

以上で、既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました請願に関する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。休憩。

(午後 1時55分)

○議長(神通川清一君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午後 1時57分)

◎発議第6号

○議長(神通川清一君) 日程第21、発議第6号「郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書」の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(10番 上条浩堂君 登壇)

○10番(上条浩堂君) 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書。

発議第6号の「郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思っております。

平成19年10月、郵政民営化法に基づき3つの株式会社に民営化、分社化されましたが、郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことによりさまざまなサービス低下が指摘されています。また、日本郵政には認可制が課せられ、自由な経営活動を制限されています。

については、郵政改革法案を速やかに成立させるよう、関係機関へ意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣であります。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（神通川清一君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立多数であります。

よって、発議第6号「郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第7号

○議長（神通川清一君） 日程第22、発議第7号「長野県独自の30人規模（35人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書」の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） 発議第7号の「長野県独自の30人規模（35人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面についてはご覧いただきたいと思ひます。

次代を担う子どもたちの健やかな成長と教育環境のさらなる改善を願ひ、県独自の

30人規模学級を中学校全学年まで拡大、定数内臨時職員の解消、県独自の教職員の大幅増を実現するよう長野県知事へ意見書を提出するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（神通川清一君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、発議第7号「長野県独自の30人規模（35人）学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自の教職員配置増を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第8号

○議長（神通川清一君） 日程第23、発議第8号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出について議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） 発議第8号の「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましてはご覧いただきたいと思ひます。

新学習指導要領の実施に伴う理数教科の授業時数増加や小学校での英語を効果的に実施するために、早期に少人数学級定員の実現、教職員定数の大幅増の実現を求め、

関係機関へ意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣であります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案件は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、発議第8号「少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（神通川清一君） 日程第24、「閉会中の継続審査の申出について」議題とします。

各委員長より会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査・調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（神通川清一君） 日程第25、「議員派遣の件について」議題とします。

お諮りします。お手元に配付の議員派遣の件のおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の議員派遣の件のおり派遣することに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（神通川清一君） ここで、村長よりあいさつがあります。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） 閉会のあいさつを申し上げます。

今月9月12日より始まりました平成23年第3回定例議会でありましたが、本日27日、ただいまをもって閉会の運びとなりました。

今議会は平成22年度の各会計の決算認定を初め平成23年度の補正予算、さらには条例改正や報告など合計17件について慎重にご審議された上、認定あるいは議決をいただくことができました。

また、本日提案いたしました諮問案件でございますが、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦は、ご審議の結果適任という全員の了承をいただきありがとうございました。

ご審議の経過の中で出されました数々この議会を通しましてそれぞれのご意見等につきましては、今後事業執行の中で十分精査した上、参考とさせていただきたいと思っております。

さて、お彼岸も過ぎましていよいよ実りの秋でございます。議員の皆様方におかれましては、ご健康にはくれぐれもご留意いただきましてご活躍されますことをご祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（神通川清一君） 以上で、平成23年第3回議会定例会を閉会し散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時10分）